

業務活動倫理規程

平成27年8月7日 理事会制定

公益社団法人栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員（以下「社員」という。）が、公共嘱託登記業務を適正に推進し、国民と行政の付託に応える為の基本姿勢を業務活動倫理規程としてここに定める。

公共嘱託登記業務に関わるすべての土地家屋調査士及び補助者・職員は土地家屋調査士倫理綱領を十分に理解し、栃木県土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）会員・公益社団法人栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）社員の一員である自覚を持ち、一人一人の行動が常に土地家屋調査士会・本協会・土地家屋調査士事務所に対する社会の信頼性を問われるという重大性を自覚し、関係法規・規則を遵守するとともに、本倫理規程の精神に則り、高い倫理観を持って業務活動ならびに業務処理を行なうよう心がけなければならない。

土地家屋調査士倫理綱領

- | | |
|--------|----------------------------|
| 1. 使 命 | 不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。 |
| 2. 公 正 | 品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。 |
| 3. 研 鑽 | 専門分野の知識と技術の向上を図る。 |

（職責）

第1条 社員は、土地家屋調査士法及びその他の法令を遵守し、常に品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行なう。

（秩序）

第2条 社員は、本倫理規程の目的を阻害する以下の行為を行ってはならない。

- （1）本協会の秩序維持および社員間の協調に欠ける行為。
- （2）公正・誠実を欠く業務の取扱い及び粗雑な業務の取り扱い等の行為。
- （3）名義を他人に貸与したり、他人に雇用されて業務を行う行為。
- （4）正当な理由無く職務上知り得た秘密を漏洩する行為。
- （5）補助者に業務を総括的に取り扱わせる行為。
- （6）不当な方法によって業務を誘致する行為。
- （7）不当な目的を持って広告宣伝を行う行為。

（調査・測量）

第3条 社員は、調査・測量又は嘱託手続き等に関し、以下の行為を行ってはならない。

- （1）調査・測量を一切行わず、登記嘱託書に添付する図面等を作成する行為。
- （2）他の者の作成した成果図等にもとづいて単に謄写し、登記嘱託書に添付する等の行為。

- (3) 当事者の求めに応じ、事実を歪曲した調査・測量又は申請手続きをする行為。
- (4) 故意に事実と異なる調査・測量又は申請手続きをする行為。

(自己研鑽)

第4条 社員は以下の自己研鑽に努める。

- (1) 社員は、本協会が行う事業に積極的に参加し、又委託された事項を誠実に遂行する。
- (2) 社員は、本協会が行う研修を受け、その資質の向上を図る。
- (3) 社員は、業務上必要な知識の習得及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上を図り、品位の保持に努める。

(図書の管理)

第5条 社員は、依頼者のために作成した図面・書類を、善良な管理者の注意を持って保管しなければならない。

(個人情報)

第6条 社員は個人情報の取り扱いに関し、以下のような事項を配慮して行動する。

- (1) 利用目的の特定
- (2) 目的外利用の原則禁止
- (3) 取得の際に利用目的の通知又は公表
- (4) 適正な手段による取得
- (5) 内容の正確性の確保
- (6) データ漏洩防止等の安全管理措置
- (7) 従業者の監督
- (8) 本人の同意を得ない第三者へ提供の原則禁止
- (9) 本人の求めに応じたデータの開示、訂正、利用停止
- (10) 苦情の適切且つ迅速な処理

(通報の義務)

第7条 社員は、法令遵守違反者を発見した場合、速やかに文書により理事長に通報する。

(調査)

第8条 前条の通報を受けた理事長は、必要があると認めるときは、当該社員から事情を聴取した上、当該社員に適切な指示又は指導をすることができる。

2 理事長は、必要があると認めるときは、当該社員の業務の取り扱い及び関係書類を調査することができる。

3 当該社員は、正当な理由が無ければ前項の調査を拒んではならない。

(法令遵守審査会)

第9条 理事長は、必要があると認めるときは、コンプライアンス審査委員会（以下

「審査委員会」という。)を設置することができる。

2 理事長は、法令遵守違反があった場合に対処するための審査会規則を別に定めることができる。

3 審査会は、理事長に審査会の意見を答申する。

(指導等)

第10条 理事長は、審査会の答申を受け、理事会に諮り当該社員に対し、次の指導等を行うことができる。

- (1) 再発防止のための指導・研修参加
- (2) 栃木県土地家屋調査士会と協議
- (3) 協会に損害を与えたときは、損害賠償請求
- (4) その他必要な措置

(再調査の申立)

第11条 前条により指導等を受けた社員は、その処分に不服があるときは、指導等を受けた日の翌日から30日以内に理由を付した書面をもって、協会に対して再調査の申立を行うことができる。

2 理事長は、上記申立があった場合、その正当性を判断して再調査を行う。

(規則の改廃)

第12条 この規則を改廃するには、理事会で決議しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年8月7日から施行する。